

令和3年第2回

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会
会議録

宮崎県後期高齢者医療広域連合

令和3年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

会期及び会期日程	1
審議結果	2
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
議会事務担当職員出席者	4
日程第 1 議席の指定	5
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 会期の決定	5
(日程追加) 議長辞職	5
(日程追加) 議長の選挙	6
(日程追加) 副議長辞職	7
(日程追加) 副議長の選挙	8
日程第 4 報告第1号 債権放棄について	9

- 日程第 5 議案第 8 号
宮崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を
求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
- 日程第 6 議案第 9 号
宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 日程第 7 議案第 1 0 号
令和 2 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決
算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 日程第 8 議案第 1 1 号
令和 2 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 日程第 9 議案第 1 2 号
令和 3 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第
1 号）案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 日程第 1 0 議案第 1 3 号
令和 3 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会
計補正予算（第 1 号）案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

令和3年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び会期日程

1 定例会会期

8月3日（火曜日）・・・・・・・・1日間

2 会期日程

月 日	曜日	種別	内 容
8月3日	火	本会議	議案の審議（提案理由説明・質疑・討論・採決）

令和3年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決結果

議案番号	件名	議決年月日	結果
第 8号	宮崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	令和3年8月3日	同意
第 9号	宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	令和3年8月3日	原案可決
第10号	令和2年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和3年8月3日	認定
第11号	令和2年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年8月3日	認定
第12号	令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案	令和3年8月3日	原案可決
第13号	令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案	令和3年8月3日	原案可決

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和3年8月3日、第2回定例会がニューウェルシティ宮崎2階会議室（霧島）に招集されたので、会議を開いた。

○ 議事日程

令和3年8月3日（火曜日） 午後1時30分開議

日程第1 新議員の議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

（日程追加）議長辞職

（日程追加）議長の選挙

（日程追加）副議長辞職

（日程追加）副議長の選挙

日程第4 報告第1号 債権放棄について

日程第5 議案第8号 宮崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第6 議案第9号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第10号 令和2年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第11号 令和2年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第12号 令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案

日程第10 議案第13号 令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

○ 出席議員（13名）

2番 別府英樹

3番 読谷山洋司

4番 濱中武紀

5番 下沖篤史

6番 黒木高広

7番 島田俊光

8番 橋田和実

9番 中山義彦

11番 渡辺静男

12番 永友繁喜

13番 半渡 英俊
14番 西川 健
15番 原田 俊平

○ 欠席議員（2名）

1番 前田 広之
10番 福田 新一

○ 説明のため出席した者

広域連合長	戸 敷	正
副広域連合長	黒 木	定 藏
副広域連合長	宮 原	義 久
代表監査委員	池 田	宜 永
事務局長	下大園	浄 司
事務局次長	池 田	真 之
会計管理者	山 本	洋 美
総務課長	川 瀬	雄 市
業務課長補佐	中 馬	洋 一
業務第1係長	矢 野	大 輔
業務第2係長	長 友	濟

○ 議会事務担当職員出席者

書記次長	富 山	博 史
書記	甲 佐	香織里
書記	繁 村	俊 輔
書記	西 川	聡

（午後1時30分開会）

【濱中武紀議長】

ただいまから、令和3年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日は、福田新一議員、前田広之議員から欠席の報告を受けております。

従いまして、本日の出席議員は13名となり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますことを御報告いたします。なお閉会中に、市議会議員区分から選出されていた嶋田喜代子議員、高野良文議員から辞職願が提出され、それぞれ5月21日付けで、議員辞職の許可をいたしました。

【濱中武紀議長】

直ちに本日の会議を開きます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので御報告をいたします。

また監査委員より令和2年度宮広域監第29号及び32号、並びに令和3年度宮広域監第3号、6号、10号及び13号にて、例月現金出納検査の結果について報告を受けましたので、お手元にその写しを配布しております。御確認をお願いいたします。

また、報道関係者による今定例会中における写真等の撮影及び録音については、広域連合議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可いたしますので、御了承のほどお願いいたします。

【濱中武紀議長】

それでは、日程第1「新議員の議席の指定」を行います。

議員の議席の指定については、会議規則第4条第2項の規定により、事前に配布しております議席表のとおり、議長において指定することにいたします。

新議員につきまして、前田広之議員は1番、下沖篤史議員は5番、橋田和実議員は8番、福田新一議員は10番、渡辺静男議員は11番に指定いたします。

【濱中武紀議長】

それでは、日程第2「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議録署名議員の指名については、会議規則第72条の規定により、議長において指名することにいたします。

会議録署名議員に5番下沖篤史議員及び15番原田俊平議員を指名いたします。

【濱中武紀議長】

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配布のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

【濱中武紀議長】

議事に入ります前に暫時休憩いたします。

【半渡英俊副議長】

再開いたします。

ただいま、濱中武紀議員より議長の職を辞職したい旨の願いが提出されましたので、本件を本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【半渡英俊副議長】

御異議なしと認めます。

よって、「議長辞職の件」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。「議長辞職の件」を議題といたします。濱中武紀議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、御退席をお願いいたします。

【半渡英俊副議長】

それでは、お諮りいたします。

濱中武紀議員より提出されました議長辞職の申し出を、許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【半渡英俊副議長】

御異議なしと認めます。

よって、濱中武紀議員から申し出のありました、議長の辞職を許可することに決定いたしました。濱中武紀議員の除斥を解きます。

【半渡英俊副議長】

先ほどの辞職に伴い、議長が欠員となりましたので、「議長の選挙」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【半渡英俊副議長】

御異議なしと認めます。

よって、「議長の選挙」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、「投票による方法」と「指名推選の方法」がございますが、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

【半渡英俊副議長】

指名推選との声がございますが、指名推選の方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【半渡英俊副議長】

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

【半渡英俊副議長】

それでは、お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【半渡英俊副議長】

御異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に、濱中武紀議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました濱中武紀議員を、宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【半渡英俊副議長】

御異議なしと認めます。

よって、濱中武紀議員が、宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。これより、議長の当選承諾の御挨拶を求めます。

【濱中武紀議長】

この度、引き続き、議長に御推薦いただきまして責任の重さを非常に痛感しております。私自身も今年、後期高齢者になりまして、後期高齢者医療制度の安定的な発展には関心をもっているところであります。私たち議会も当局の皆様とともに後期高齢者の医療制度が安定的に維持できることを望んでおります。微力ではございますが御指名をいただきましたので、議長職を全うさせていただきたいと思っております。皆様方の御協力と御指導をよろしく願いいたしまして、挨拶いたします。

【半渡英俊副議長】

ただいまの御挨拶をもって、当選の御承諾をいただいたものといたします。それではここで新議長と交代をいたします。

御協力ありがとうございました。

【濱中武紀議長】

それでは、ここからは私が議事を進行したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に暫時休憩いたします。

【濱中武紀議長】

再開いたします。

ただいま、半渡英俊議員より副議長の職を辞職したい旨の願いが提出されましたので、本件を本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。「副議長辞職の件」を議題といたします。半渡英俊議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、御退席をお願いいたします。

【濱中武紀議長】

それでは、お諮りいたします。

半渡英俊議員より提出されました副議長辞職の申し出を、許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、半渡英俊議員から申し出のありました、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。半渡英俊議員の除斥を解きます。

【濱中武紀議長】

先ほどの辞職に伴い、副議長が欠員となりましたので、「副議長の選挙」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、「投票による方法」と「指名推選の方法」がございますが、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

指名推選との声がございますが、指名推選の方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

【濱中武紀議長】

それでは、お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、半渡英俊議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました半渡英俊議員を、宮崎県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、半渡英俊議員が、宮崎県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。これより、副議長の当選承諾の御挨拶を求めます。

【半渡英俊副議長】

この度、引き続き副議長に御推薦いただき、誠にありがとうございます。広域連合議会が円滑に運営できますように、議長を補佐し、努力をして参りたいと存じますので、議員の皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の挨拶といたします。ありがとうございます。

【濱中武紀議長】

ただいまの御挨拶をもって、当選の御承諾をいただいたものといたします。御協力ありがとうございました。

次に、日程第4「報告第1号 債権放棄について」を議題といたします。報告の内容説明を求めます。

【戸敷広域連合長】

議長。

【濱中武紀議長】

広域連合長。

【戸敷広域連合長】

ただいま上程になりました報告第1号につきましては、宮崎県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項第3号及び第5号の規定により、債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今回報告いたします債権放棄につきましては、3件ございます。

1件目は診療月が平成27年7月から平成28年6月までの高額療養費につきまして、消滅時効に係る時効期間が満了したことから、当該債権を放棄したものであります、

2件目は修正申告等により一部自己負担割合相違による返還金が生じたもので、自主納付が見込めないと判断をし、徴収停止を行いました。徴収停止後1年を経過してもなお状況に変化がなく、弁済の見込みがないことから、当該債権を放棄したものであります。

3件目は、九州厚生局が実施した監査により、実際には行っていない保険診療の診療報酬を不正に請求した事実が発覚し、返還金が生じたものであります。

病院理事長に対して文書催告を行い、債務の承認、納付を促しましたが、病院は平成26年8月に保険医療機関指定が取り消しとなり、本人はその後福岡に転出し、また、病気療養中であったため、交渉ができませんでした。

これまで随時、広域連合の顧問弁護士へ相談し、対応を協議してまいりましたが、法人の実態がないこと、法人の財産がないこと、そして、法人の債務を病院理事長個人へ請求し、法的措置を行うことは困難であるという判断に至りました。このことから、徴収停止を行いました。徴収停止後1年を経過してもなお状況に変化がなく、弁済の見込みがないことから、当該債権を放棄したものであります。

以上で、説明を終わります。

【濱中武紀議長】

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

【濱中武紀議長】

なければ、以上で報告第1号を終わります。

【濱中武紀議長】

次に、日程第5「議案第8号宮崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

永友繁喜議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、御退席をお願いいたします。

【濱中武紀議長】

提案理由の説明を求めます。

【広域連合長】

議長。

【濱中武紀議長】

広域連合長。

【広域連合長】

ただいま上程になりました議案第8号「宮崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、永友繁喜氏を宮崎県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任いたしたいと存じ、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【濱中武紀議長】

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

【濱中武紀議長】

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【濱中武紀議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

永友繁喜議員の除斥を解きます。

【濱中武紀議長】

次に、日程第6「議案第9号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【広域連合長】

議長。

【濱中武紀議長】

広域連合長。

【広域連合長】

ただいま上程になりました議案第9号「宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、本条例附則第5条第1項において、新型コロナウイルス感染症の定義として「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2」を引用しておりましたが、措置法の改正により、当該附則が削除されたため、本条例にて、新型コロナウイルス感染症の定義を定めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【濱中武紀議長】

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

【濱中武紀議長】

次に、日程第7「議案第10号 令和2年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8「議案第11号 令和2年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます

【戸敷広域連合長】

議長。

【濱中武紀議長】

広域連合長。

【戸敷広域連合長】

ただいま上程になりました議案第10号及び議案第11号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第10号は、「令和2年度 宮崎県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

令和2年度 宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算額は、歳入総額2億863万349円に対し、歳出総額2億314万8,902円で、差し引き548万1,447円の実質収支額でございます。

まず、歳入につきましては、主なものといたしまして、構成市町村からの負担金が1億9,824万5千円、財政調整基金からの繰入金が、507万3,881円となっております。

歳出につきましては、主なものといたしまして、総務費のうち事務所等施設、事務機器などの使用料及び賃借料が2,382万3,314円、市町村からの派遣職員の給与等に係る負担金が1億5,819万2,033円、財政調整基金への積立金が507万3,881円となっております。

続きまして、議案第11号は、「令和2年度 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

令和2年度 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額1,586億3,793万2,572円に対し、歳出総額1,503億9,365万1,909円で、差し引き82億4,428万663円の実質収支額でございます。

まず、歳入につきましては、主なものといたしまして、構成市町村からの支出金が266億9,608万7,708円、国・県支出金及び支払基金交付金が合わせて1,284億488万5,771円、第三者納付金等の諸収入が1億6,837万6,769円となっております。

歳出につきましては、主なものといたしまして、後期高齢者医療制度の円滑な制度運営のための事務的経費として、総務費が5億4,434万4,342円、被保険者の受診に係る療養給付費等の経費として、保険給付費が1,457億8,398万5,595円、制度の財政安定化を図るための県財政安定化基金への拠出金が5,988万5,831円、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ることを目的に実施する健康診査等の経費として、保健事業費が6億3,763万1,543円、保険給付費等準備基金への積立金が5億1,397万1,000円、令和元年度の実績に基づく国県等への療養給付費等負担金の償還金など、諸支出金が28億2,380万5,559円となっております。

以上、令和2年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げますが、これらにつきましては、主要施策の成果等説明書とともに監査委員の審査に付し、監査委員よりその意見書が提出されております。

よろしく御審議の上、御認定賜りますよう、お願い申し上げます。

【濱中武紀議長】

決算につきましては、事前に意見書を配布しておりますので、御確認ください。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

採決は、議案ごとに行います。

まず、「議案第10号 令和2年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定しました。

【濱中武紀議長】

次に、「議案第11号 令和2年度宮崎県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定しました。

【濱中武紀議長】

次に、日程第9「議案第12号 令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)案」、日程第10「議案第13号 令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案」は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【戸敷広域連合長】

議長。

【濱中武紀議長】

広域連合長。

【戸敷広域連合長】

ただいま上程になりました議案第12号及び議案第13号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案第12号は、「令和3年度 宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)案」であります。

今回の補正は、548万1千円を追加いたしまして、歳入歳出ともに2億1,557万4千円とするものでございます。

補正の内容は、歳入として令和2年度からの繰越金548万1千円を計上し、歳出として同額を財政調整基金への積立金に計上いたしております。

続きまして、議案第13号は、「令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案」であります。

今回の補正は82億7,048万9千円を追加いたしまして、歳入歳出ともに1,664億4,531万8千円とするものでございます。

補正の主なものといたしまして、歳入では、令和2年度からの繰越金82億4,427万9千円を計上いたしております。

歳出では、令和2年度療養給付費等の確定による、国・県・市町村及び支払基金への償還金66億2,147万8千円、保険給付費等準備基金への積立金16億40万6千円、マイナンバーカード取得促進の取組として、マイナンバーカード未取得者へ申請書等を送付する事業に1,911万2千円、令和4年度中に施行される窓口負担割合2割導入の内容等について周知広報を行う事業に2,519万2千円を計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【濱中武紀議長】

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【濱中武紀議長】

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【濱中武紀議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

採決は、議案ごとに行います。

まず、「議案第12号 令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

【濱中武紀議長】

次に、「議案第13号 令和3年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【濱中武紀議長】

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和3年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後2時10分閉会)

地方自治法第292条の規定により準用する同法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 濱 中 武 紀

署名議員 下 沖 篤 史

署名議員 原 田 俊 平